

宮津市公報

令和元年6月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

| | |
|---|---|
| 1 平成31年度における国土調査（地籍調査）の実施 | 1 |
| 2 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会） | 1 |
| 3 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区） | 1 |
| 4 宮津市議会定例会の招集 | 1 |
| 5 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 | 2 |
| 6 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 | 2 |
| 7 自治功労者の表彰 | 3 |

訓 令

| | |
|-------------------------|---|
| 1 宮津市広報事務取扱規程の一部を改正する規程 | 3 |
|-------------------------|---|

公 告

| | |
|-----------------------|----|
| 1 宮津市営住宅等の入居者の公募 | 3 |
| 2 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項 | 4 |
| 3 公示送達 | 10 |
| 4 農用地利用集積計画の縦覧 | 10 |
| 5 平成30年度情報公開制度の運用状況 | 10 |
| 6 平成30年度個人情報保護制度の運用状況 | 11 |

教 育 委 員 会

《告 示》

| | |
|------------------|----|
| 1 宮津市教育委員会定例会の招集 | 12 |
|------------------|----|

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

| | |
|------------------------------|----|
| 1 平成30年度選挙人名簿抄本閲覧状況 | 12 |
| 2 平成30年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況 | 12 |
| 3 令和元年6月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更 | 13 |
| 4 有権者総数の50分の1の数 | 13 |
| 5 有権者総数の3分の1の数 | 13 |
| 6 有権者総数の6分の1の数 | 13 |
| 7 令和元年9月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更 | 13 |

農 業 委 員 会

《告 示》

| | |
|-----------------|----|
| 1 宮津市農業委員会総会の招集 | 14 |
|-----------------|----|

告 示

宮津市告示第 1 号

平成31年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和元年 5 月 14 日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 事業計画が定められた年月日 平成31年 4 月 1 日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字由良の一部
- 4 調査期間 令和元年 5 月 14 日から
令和 2 年 3 月 31 日まで

————— * * * —————

宮津市告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年 8 月 7 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 吉 岡 政 典
- 3 変更年月日 平成31年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和元年 5 月 14 日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年 3 月 29 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 吉 岡 政 典
- 3 変更年月日 平成31年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和元年 5 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第 4 号

令和元年第 2 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月22日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期日 令和元年5月29日
2 場所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第5号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年5月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「簡易耐震改修及び」を「簡易耐震改修に要する経費にあつては50万円を、」に、「200万円」を「205万円」に改める。

第6条第1項第1号中「、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置」を削り、「4分の3」を「5分の4」に改め、同号ただし書中「90万円」を「100万円」に改め、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「120万円」を「125万円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 補助対象経費のうち、簡易耐震改修に要する経費に5分の4を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。ただし、当該額が40万円以上の場合は40万円とする。

(3) 補助対象経費のうち、耐震シェルター設置に要する経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。ただし、当該額が30万円以上の場合は30万円とする。

第6条第2項第1号ア中「4分の3」を「5分の4」に改め、同号アただし書及びイ中「90万円」を「100万円」に改め、同項第2号中「120万円」を「125万円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年6月1日

宮津市長 城崎雅文

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2692000074 |
| 2 | 事業所の名称 | みんなのうち後野 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字後野542番地6 |
| 4 | 指定申請者 | 特定非営利活動法人丹後福祉応援団 理事長 三井真理 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦奥802番地7 |
| 6 | 代表者の氏名 | 三井真理 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 令和元年6月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 |

————— * * * —————

宮津市告示第7号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功勞者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和元年6月1日

宮津市長 城崎雅文

| 自治功勞者 | 功績 |
|--------|------------|
| 河原 末彦 | 市議会議員、自治会長 |
| 田崎 公子 | 教育委員会の委員 |
| 速石 直美 | 教育委員会の委員 |
| 中川 長雄 | 学校医 |
| 中川 嘉洋 | 学校医 |
| 宇治川 賢二 | 学校医 |

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市広報事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月24日

宮津市長 城崎雅文

宮津市広報事務取扱規程の一部を改正する規程
宮津市広報事務取扱規程（昭和60年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。
第1条中「機関紙」を「機関誌」に改める。
第2条第1号中「市広報機関紙」を「市広報機関誌」に改める。
第8条の前の見出し、同条及び第9条中「広報誌みやづ」を「広報みやづ」に改める。
第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第1号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和元年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

| 団地名 | 所在地 | 家賃(円) | 戸数 | 規格 |
|-----|--------|---------------|----|-----|
| 宮村上 | 宮津市字宮村 | 26,200~51,400 | 1 | 3DK |
| 鳥が尾 | 宮津市字喜多 | 16,500~32,400 | 1 | 3DK |
| 鳥が尾 | 宮津市字喜多 | 10,200~20,100 | 1 | 2DK |
| 鳥が尾 | 宮津市字喜多 | 9,500~18,600 | 1 | 2DK |

2 入居者の資格

(1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和元年6月3日（月）から令和元年6月14日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和元年9月1日（予定）

* * *

宮津市公告第2号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和元年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和元年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

| 試験区分 | 受験資格 |
|--------------------|---|
| 一般事務職 | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和2年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 |
| 一般事務職 （身体障害者対象） | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方 ※ただし、令和2年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 |
| 建築技術職 | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和2年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 |
| 土木技術職 | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和2年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 |
| 保健師 | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和2年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。） |
| 社会福祉士 | 平成3年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。） |

(2) 社会人試験

| 試験区分 | 受 験 資 格 |
|--------------------|---|
| 一般事務職 | <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方</p> <p>② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和元年5月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> <p>【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住支援業務の経験者 ・ 地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・ 広報活動、情報発信業務の経験者 など |
| 一般事務職 (身体障害者対象) | <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方</p> <p>② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和元年5月1日時点）</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> |
| 建築技術職 | <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方</p> <p>② 民間企業等で職務経験（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年5月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> |
| 土木技術職 | <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門又はこれに準ずる部門）のいずれかの資格を有する方</p> <p>② 民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年5月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> |
| 保 健 師 | <p>次のいずれにも該当する方</p> <p>① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方</p> <p>② 民間企業等で職務経験（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（令和元年5月1日時点）</p> <p>※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。</p> |

| | |
|-------|---|
| 社会福祉士 | 次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（社会福祉士業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 |
|-------|---|

※ 「保健師」及び「社会福祉士」において、免許等を取見込みで受験した方が、令和2年3月末日までに免許等を取見込できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

| 試験区分 | 採用予定者数 |
|--------------------|--------|
| 一般事務職 | 若干名 |
| 一般事務職 (身体障害者対象) | 若干名 |
| 建築技術職 | 若干名 |
| 土木技術職 | 若干名 |
| 保健師 | 若干名 |
| 社会福祉士 | 若干名 |

2 試験の日時及び場所

| 区分 | 第1次試験 | 第2次試験 |
|----|------------------------------------|-------------------------------|
| 日時 | 令和元年7月28日（日） 午前8時30分（午前8時20分集合） | 令和元年8月24日（土） 又は8月25日（日）※予定 |
| 場所 | 宮津市地域ささえあいセンター | 宮津市役所 |

※ 一般事務職（身体障害者対象）の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

| 区分 | 試験科目 |
|--------------------|-----------------------|
| 一般事務職 | 一般教養試験・作文・適性検査 |
| 一般事務職 (身体障害者対象) | 一般教養試験・作文・適性検査 |
| 建築技術職 | 一般教養試験・専門試験（建築）・適性検査 |
| 土木技術職 | 一般教養試験・専門試験（土木）・適性検査 |
| 保健師 | 一般教養試験・専門試験（保健師）・適性検査 |
| 社会福祉士 | 一般教養試験・作文・適性検査 |

②試験方法・内容

| | |
|--------|---|
| 一般教養試験 | 多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 （出題分野） 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能 |
|--------|---|

| | |
|------------------|--|
| 専門試験 | 多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間（高校卒、保健師は1時間30分） |
| 建築 (大学、短大、高専) | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工 |
| 建築 (高校卒) | 数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 |
| 土木 (大学、短大、高専) | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工 |
| 土木 (高校卒) | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工 |
| 保健師 | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 |
| 事務適性検査 | 筆記試験 試験時間10分 |
| 作文 | 筆記試験 試験時間50分 |

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、令和元年5月20日以後に診断されたものに限る。）

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

| 区分 | 試験科目 |
|--------------------|-----------------|
| 一般事務職 | 基礎教養試験・適応性試験・作文 |
| 一般事務職 (身体障害者対象) | |
| 建築技術職 | |
| 土木技術職 | |
| 保健師 | |
| 社会福祉士 | |

②試験方法・内容

| | |
|--------|---|
| 基礎教養試験 | 多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容 |
| 適応性検査 | 筆記試験 試験時間20分 |

| | |
|-----|--|
| 作 文 | <p>作文については、下記の記入要領に基づき、<u>試験日当日に持参し、提出してください。</u></p> <p>【作文の記入要領】</p> <p>課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」</p> <p>上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。（ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。）</p> <p>(1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識</p> <p>(2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか</p> |
|-----|--|

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、令和元年5月20日以後に診断されたものに限る。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

| 区 分 | 発表の時期及び方法 | |
|---------|-----------|-------------------------------|
| 第1次合格発表 | 8月上旬（予定） | 宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。 |
| 最終合格発表 | 8月下旬（予定） | |

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、令和3年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和2年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和元年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

| | |
|------|---|
| 提出書類 | <p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑤社会福祉士資格の写し（社会福祉士受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑥身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）</p> |
|------|---|

| | |
|-----------|---|
| | <p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤資格・免許状の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し ・土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し ・保健師…保健師免許状の写し ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し <p>⑥身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）</p> |
| 郵送で提出する場合 | 封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手を貼ったもの）を同封してください。 |
| 申 込 先 | 宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階） |

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。
 (ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和元年5月20日(月)から令和元年7月5日(金)まで

《受付時間》午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、7月5日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、7月12日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 大 学 卒 | 短 大 卒 | 高 校 卒 |
|-----|----------|----------|----------|
| 初任給 | 180,700円 | 161,300円 | 148,600円 |

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

| 区 分 | 開示請求できる方 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所等 |
|-------|----------|------------|--------------|---|
| 第1次試験 | 不合格者 | 総合順位及び総合得点 | 各合格発表の日から2週間 | 宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで） |
| 第2次試験 | | 総合順位 | | |

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市宇柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

————— * * * —————

宮津市公告第3号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年5月23日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元5月15日付け宮農委第9号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年5月24日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和元年5月24日

至 令和元年6月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第5号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、平成30年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和元年5月30日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 の 状 況 | | | | | | | 取下げ |
|---------|------|-----------|------|-----|--------|------|---|-----|-----|
| | | 開 示 | | 不開示 | 存否応答拒否 | 不存在等 | 計 | | |
| | | 全部開示 | 部分開示 | | | | | | |
| 市長 | 129 | 126 | 77 | 49 | 0 | 0 | 0 | 126 | 3 |
| 教育委員会 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|----|----|---|---|---|-----|---|
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 131 | 128 | 79 | 49 | 0 | 0 | 0 | 128 | 3 |

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成30年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

| 不服申立て 件 数 | 処 理 の 状 況 | | | | | 取下げ | 審査中 |
|--------------|-----------|-----|------|-----|---|-----|-----|
| | 却 下 | 棄 却 | 一部認容 | 認 容 | 計 | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

* * *

宮津市公告第6号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、平成30年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和元年5月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

| 実施機関 | 請求 件数 | 処 理 の 状 況 | | | | | | 計 | 取下げ |
|-------------|----------|-----------|------|-----|------------|----------|---|----|-----|
| | | 開 示 | | 不開示 | 存否応 答拒否 | 不存在 等 | | | |
| | | 全部開示 | 部分開示 | | | | | | |
| 市 長 | 19 | 18 | 4 | 14 | 0 | 0 | 1 | 19 | 0 |
| 教育委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 19 | 18 | 4 | 14 | 0 | 0 | 1 | 19 | 0 |

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成30年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

| 不服申立て 件数 | 処 理 の 状 況 | | | | | 取下げ | 審査中 |
|-------------|-----------|----|------|----|---|-----|-----|
| | 却下 | 棄却 | 一部認容 | 認容 | 計 | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第1号

令和元年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月16日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和元年5月20日（月）午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

平成30年度選挙人名簿閲覧状況

| 閲覧年月日 | 閲覧申出者氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|------------|-----------------------|---------|--------------------------------|
| 平成30年5月28日 | 日本共産党与謝地区委員会 野村 生八 | 選挙運動 | 全有権者 |
| 平成30年6月14日 | 北 仲 篤 | 〃 | 宮村、惣、上司、小寺、中村、 岩ヶ鼻、大島、外垣、長江 |
| 平成30年6月15日 | 〃 | 〃 | 〃 |

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第3号

令和元年6月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 登録を行う日 令和元年6月3日

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 1 4 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第5号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 2 2 7 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 1 4 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第7号

令和元年9月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 登録を行う日 令和元年9月2日

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和元年5月8日

宮津市農業委員会
会長 藤井 忠

- 1 日 時 令和元年5月15日(水) 午前9時30分
2 場 所 宮津市役所 第5会議室
3 議 題
議案第14号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議案第15号 非農地証明について
議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)について